

令和6年 第10回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年9月20日(金)
午前10時00分から

1 議 題

- (1)令和7年検察審査員候補者予定者名簿の調製について (議案第24号)
- (2)令和7年裁判員候補者予定者名簿の調製について (議案第25号)

2 そ の 他

- (1)次回以降の委員会日程について (予定)

令和6年10月18日(金)	午前10時00分から
令和6年11月20日(水)	午前10時00分から

本文中の略語表記について 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 24 号

令和 7 年検察審査員候補者予定者名簿の調製について

令和 7 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 6 年 9 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿について

- (1)登載する者の数 19 人
(2)登載する者の氏名等 別紙のとおり

2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿について

- (1)登載する者の数 19 人
(2)登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 検察審査会法第 10 条第 2 項の規定による。

○検察審査会法（抜粋）

第 9 条 検察審査会事務局長は、毎年 9 月 1 日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 10 条 市町村の選挙管理委員会は、前条第 1 項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第 1 群から第 4 群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

議題 (2)
議案第 25 号

令和 7 年裁判員候補者予定者名簿の調製について

令和 7 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 6 年 9 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

裁判員候補者予定者名簿について

- | | |
|--------------|--------|
| (1)登載する者の数 | 238 人 |
| (2)登載する者の氏名等 | 別紙のとおり |

(根拠)

・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 2 項の規定による。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第20条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第21条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。